

[原著論文]

地域生活志向型小規模施設援助論研究序説

米澤 國吉¹⁾

A support system in small-scale “Community-Life-Oriented” institutions

Kunikichi Yonezawa¹⁾

Abstract

This paper discusses a support system, i.e. its services, the structure of its services, and the ideal features of its services, in small-scale institutions for the elderly, as part of Social Welfare Work. The paper particularly refers to highly “community-life-oriented” institutions among day-service centres or group-homes, those which are already established by the private sector as collective life supporting institutions for the senile elderly.

The paper contains three chapters. The first chapter analyses reasons why “community-life-oriented” centres attract attention nationwide, the second covers the growing development of day-service centres by the private sector, and the third explores the significance of group-homes established for the senile elderly.

Lastly, the paper mentions “human factors in support system environments in group-homes,” as a recent study of day-service centres reveals that environmental factors play an important role in the system.

(J.Aomori Univ.Health Welf.3(2):191-203, 2001)

キーワード：援助論、グループホーム、人的環境

Social Welfare Work, group-home, human factors in environments of a support system

抄録

本稿のテーマは、「地域生活志向型小規模施設援助論研究序説」であるが、この小論では既存の高齢者に対する民間に手によるデイサービス及びグループホームの中で「地域生活志向」性の高い生活施設を本研究の対象とし、それら小規模施設での援助や支援の関係及びあり方について論究したいと考えている。

全体の構成は、「今、何故地域生活志向型小規模施設が注目されているのか」を第1章とし、地域生活志向型の運営を進めている「民間デイサービスの実践展開」を第2章、続く第3章では痴呆対応型共同生活介護—グループホームの設立の実際と援助・支援の曙光を探りたいと思う。さらに第4章では生活施設援助論としての民間デイサービス・グループホームの実践について整理する。

民間デイサービスの実践展開の検証を通して高齢者の生活支援にとって環境の重要性が分かりかけて来たところであるが、グループホームのこの度の調査では、支援環境の一要素である人的環境とその援助実践に学ぶとこ

ろが大きかったので「グループホームに於ける人的環境援助論」についても若干触れたいと思っている。

はじめに

この小稿のテーマを「地域生活志向型小規模施設援助論研究序説」としたが、はじめの項ではこのテーマを設定した動機と、テーマ設定の目的及び序説全体の構成概要について若干整理してみたい。

01年の正月3日付けの新聞は、障害者を持つ母親の殺人未遂事件が報じられていた。この事件発生の背景には、この母親の悩みを相談する「公的機関が身近になかったからだ」と同紙の記者は問題点を指摘している。しかし、仮にこの知的障害の男性が、社会福祉施設に籍を置いていたとしたら、障害者施設で暖かなおせち料理と共に静かな21世紀の新春を楽しむことができたのかもしれない。

在宅志向の福祉施策や世論の多くが家族の生活する地域から離れた福祉施設より在宅での生活が望ましいとす

1) 青森県立保健大学健康科学部社会福祉学科

Department of Social Welfare, Faculty of Health Sciences, Aomori University of Health and Welfare

る風潮の中で、福祉施設の存在価値を考え直す事件ではなかったのか。新世紀を迎えるにはあまりにも哀しい東北、青森市の「在宅福祉」の現実である。

動機の二つ目は、痴呆症の母親をもつ女性(実娘)が「グループホームを作りたい」と語っていたことである。グループホームとは、介護保険法の中でも注目を集めている「痴呆対応型共同生活介護」のことを一般的に指すが、その女性が、介護保険制度下のグループホームをイメージしていたかはともかくとしても、これまで数年間彼女の母の居場所であった老人保健施設や、老人病院でなく、新たな居場所として、少人数で生活する家族的な住まいを想起しているのではないかと。そんなお話であった。^(注1)

「自宅で使っていない部屋があるから、そこを利用して、新たに建てるなら100坪の土地に100坪程度の平屋、資金は、〇千万円として、親友にも話を持ちかけているところです。」

Tさんのグループホームの建設は着々と進むのかも知れない。このお話から、高齢者を持つ家族の介護問題は早急の解決を迫られている問題であるし、その問題の糸口を突くは自ら～問題を抱える当事者(ここでは家族)～が切り開くことへの展望を持ちうるということを知るのである。筆者の在住する青森市でのお話である。

たまたまこの1、2年痴呆対応型共同生活介護の立ち上げを身近に知り得る体験を持つことがあった筆者はこの小稿で、グループホーム建設に関心を持つ識者に対し、グループホーム運営の実際について述べたいと考えている。

動機の三つ目は、ここ数年社会福祉施設における援助のあり方を研究してきた筆者にとって、民間デイサービスやグループホーム等新しい援助形態から生まれる新しい援助論研究の手がかりを得たいと考えているからである。

さて、テーマ設定の目的であるが、先に紹介した民間デイサービス及びグループホームが指向している運営の理念でもある、「住み慣れた地域での生活の継続を志向した」運営に着目し、その経営や援助の実際を紹介しつつ、考察したいと考えている。

以下は、小稿の構成概要である。

1. 今注目されている地域生活志向型小規模施設
2. 民間デイサービスの実践から学ぶもの
3. グループホーム設立の実際と課題
4. 生活施設援助論としての民間デイサービス・グループホーム実践

第1章 今、注目される地域生活志向型小規模施設

高齢者の社会的介護体制の確立を目指して介護保険制度が2000年4月より発足したが、高齢者の介護を巡って、

民間運営によるミニデイサービスや介護保険法によるグループホーム(痴呆対応型共同生活介護)が注目されている。民間運営のデイサービスは宅老所とも呼ばれているが、宅老所やグループホームの多くは、利用者にとって住み慣れた地域での運営を志向しており、「地域生活志向型」の小規模生活施設であると言えよう。尚、それらを「小規模生活施設」として位置付けるのかどうか。現在「共同生活」「共同住宅」として施設の範疇に入れないという考えが一般的と言えるが、筆者のこれまでの研究テーマとの関連から本稿では「小規模生活施設」と表現することとしたい。注目されている状況を2、3紹介する。

1. 「グループホーム設置急増。青森県内本年度中、51ヶ所に」

グループホームが県内では本年度末までに51ヶ所(定員合計454人分)となり、年度当初の3、4倍に増える見通し。グループホームは社会福祉法人か医療法人等が設置主体となっており、県内では1997年度に1ヶ所目が開所。増加傾向は来年度も続く見通し。県高齢福祉課は、整備増加の要因に①2000年度開始の介護保険制度でのグループホームが居宅サービスのひとつとなり、多くの事業者が参入、②痴ほう性高齢者が増加し、同ホームへの関心が高まったことなどを挙げている。^(注2)

2. 2001年2月、「全国宅老所・グループホーム研究交流フォーラム2001」

熊本市で開催された同集会には約1,500人が参加。宅老所・グループホーム数は1,100ヶ所。グループホームは介護保険の対象となっており、在宅サービスだが入居施設との位置付けであり、「通って、泊まって、住む多機能性の追求」が課題として討論された。出席者のひとり、厚生労働大臣官房辻哲夫審議官は「悪質な業者の参入を避けるためにも、オンブズマンの導入やサービス内容など情報開示を考えてほしい。」と要望。また同集会では、1,100ヶ所を対象にした「宅老所・グループホーム全国実態調査」の中間報告が発表され、行動面での徘徊が減った、日常の生活動作が改善されたとの報告もあり、スタッフの働きかけが好影響を与えていることが分かったとしている。(西日本新聞、2001年3月1日付)

3. 「アットホームで、お年寄りが、いきいきしてくるグループホーム」

精神科医で聖マリアンナ医科大学理事長の長谷川和夫氏の「家族に痴呆が起こったとき」と題する講演の中でグループホームの意義について述べている。^(注3)

「グループホームとは、小人数で住宅環境も家庭的な雰囲気、一般住宅を改造して広いリビングルームをつくり、各個室をつかって、台所はみんなで共有する場です。」と、その基本的なあり方を紹介し、グループホームにおける援助の実際やあり方について以下のように列挙している。

- ・普通の生活をしてもらうことで、通常6～9人の少人数が対象。
- ・ふるまいやすい環境で、ふるまいやすい人数で。
- ・介護専門職の仕事は見守るとか、寝室を同じように一緒にするということ。
- ・バランスを崩さないためには、強いストレスを与えないことが大切。
- ・グループホームでは、利用者が主人公で介護者は脇役。
- ・従来の特別養護老人ホームでは利用者と介護者は垂直関係にあるが、グループホームでは水平関係にある。
- ・バランスを崩さないためには、お年寄りのペースに合わせて介護することも大切。
- ・軽～中等度のアルツハイマー病には、非常にいい(です)。

長谷川氏は、一般的なグループホームの紹介だけでなく、医療現場の立場からグループホームは「利用者が主人公で介護者は脇役」、「グループホームでは利用者と介護者は水平関係」等、援助や支援のあり方の基本的視点や原則とも言える内容を提示している。

今、宅老所やグループホーム等、地域生活志向型の小規模生活施設が注目されている状況について青森の傾向、全国の宅老所・グループホーム交流フォーラム及び聖マリアンナ医科大学、長谷川和夫氏の意見等を紹介したが、最近、時にグループホーム等法制度上の活動紹介が多く見られるようになった。^(注4)

さて、宅老所やグループホーム等、地域生活志向型小規模生活施設が注目されている理由について列挙してみたい。

- ① 痴呆性高齢者の絶対数の増加と、その対応策の整備が充分でない。
- ② 少人数、地域生活志向型への痴呆性高齢者を抱える家族の期待の表れ。
- ③ 介護保険制度創設に伴い、NPO、有限会社方式等、補助金等の問題はあっても、特別養護老人ホームの設立に比較して容易である。
- ④ ゴールドプラン21に示されている、2004年度における介護サービスの数値目標である3,200ヶ所に向けた行政側の姿勢。

第2章 民間デイサービスの実践から学ぶもの ^(注5)

第1節 民間デイサービス「ひだまり」の概要

1. 設立の理念

「人は要介護の状態となっても輝き続けたいと願う。その願いに応えるお手伝いをさせて頂く。」

との設立の理念を掲げ、1997年愛知県半田市に開所したのが在宅高齢者を対象としたミニデイサービス「ひだまり」である。立ち上げに参加したのは、それまで施設やホームヘルプサービス等の介護職の体験者で介護福祉士2名、ホームヘルパー2級の有資格者1名の計3名であった。開設にあたっての「3つの基本理念」がその後の運営の大きな指針となっている。以下、その3つの理念を紹介する。

- ①人は要介護になっても輝き続けたいと願う。その願いに応えるお手伝いをさせて頂く。
- ②高齢者が住み慣れたまちで少しでも長く暮らしているように。
- ③地域に開かれた宅老所をめざす。

2. 開所1年間の運営の概要と利用者の変容 ^(資料1.2)

1997年5月に半田市東本町で開所したミニデイサービス「ひだまり」は、民間の住宅1階約50m²を借用、スタッフ3名により、週2回を開所日として運営。利用者は3～5名、60歳～80歳で痴呆症や身体障害者の方もおられる。利用料は1日3,000円、年間予算は1998年度約178万円であった。

「ひだまり」は、ミニデイサービスと称しているが、全国に広がりつつある「宅老所」と呼ばれている民間運営によるデイサービスを想像して頂くと分かり良いかもしれない。

開設当初の「ひだまり」の運営の特色としては以下の点が挙げられる。

①造形・絵画教室、作品展

月2回愛知県知多地方を代表する造形作家の丹羽義久氏指導の下に実施され、その作品づくりを通し、「痴呆症が防止」されるとの評価もされているが^(注6)、今後の高齢者支援のあり方のひとつとして注目される実践であると言えよう。

1997年11月には作品展が近くの中部電力のホールを借用し開催。見学鑑賞した家族の方には、在宅時とは違った宅老所での生活を理解して下さったようである。

②神社参詣・食事

手ごろなりハビリ(歩行訓練)としての神社参詣は、徒歩片道5分、身体機能だけでなくスタッフとの会話も運ぶ心のリハビリともなっている。

味付けは薄味、野菜が主体の昼食は、高齢者に喜ばれており、全国の宅老所での支援活動の中でも中核として

位置付けられているようである。

③利用者の生活の変容

民間の宅老所は、住み慣れた地域で家族的な雰囲気の中での暮らしの場の保障を目指しているが、宅老所を利用して利用者の生活はどのように変容したのかその一例を紹介する。

「いまから学校に行く、と朝食後愛用の袋に鉛筆やノートをつめ送迎の方を待つ。」

「ひだまり」一周年を記念して発行した文集『ひだまり』に当初70歳代後半で痴呆症状のある女性利用者の嫁にあたる方の手記が掲載されている。その中の一節。

「毎朝食事が終わると、家にある鉛筆・ノートなど袋に詰めては学校に行くと言い、お迎えに来て下さる方を楽しみに待つ毎日です。」

「病気の進行がおだやかでこられたのは、善久先生（月2回絵画造形教室指導の先生）、ひだまりの皆さんのおかげと感謝しています。」

痴呆の症状のある方でも今日、今から始まる生活を期待する。本人の思いは「小学校なのか、中学校なのか」解からないが、今確かに今日始まるAさんのステージの幕を自らの手で開く。宅老所の利用により、主体性のある自己決定の生活に変容しつつある姿の報告である。手記の後半は、病気の進行が穏やかでこられたことについて、家族としての感謝の意であり、この言葉の意味も大きい。病気とは痴呆症のことであるが、宅老所の持つ痴呆症「治療」効果を示す文章である。

第2節 『ひだまり第2号』に見る宅老所での支援の実際

1. 高齢者観の深化

宅老所「ひだまり」は、開所4周年を迎え、記念誌『ひだまり第2号』（2001年6月30日）を発行した。目次によれば日常の日課による支援項目である食事・入浴等の他利用者の家族、ボランティアの皆さんが、宅老所での体験や想いを綴っている内容については前回発行の第1号と同様であるが、今回の特徴は、スタッフの高齢者への見方、支援観の深化が読み取れるところにある。

正職員のひとり、西川春子氏は「皆様に支えられて『ひだまり』も、4周年を迎えることができました。」と前置きし、「宅老所の仲間、スタッフ、利用者とともに素晴らしい人達と共に人生を送れることは私にとって最高の生きがいになっています。」と結んでいる。

現在社会において、通常人間は社会的労働に参加することにより生活する訳だが、その労働の中味が「人間性疎外の労働」も少なくない中、生きがいとしての労働＝

しごと＝が民間宅老所に存在するのである。

もうひとり、正職員で「ひだまり」代表の渡邊典子氏は、4年間の宅老所での実践を総括し、痴呆とは「老いのひとつであり、老いても尚自分らしく生き続けようと努力している姿である。」と断言している。「痴呆とは何か」、「老いとは何か」について高齢者介護実践の中から読み取った定義であり高齢者観の実践的評価であると言えるのではないかと。

さらに加えて、「何も分からないのではなく、分かることがいっぱいあります。」「能力もしっかり残っています。」とし、高齢者支援のポイントを次の3点にまとめている。

- ①社会的な関わりの中での支援
- ②人々との受容的なふれ合い
- ③安らぐ場を創ってゆく

これらのポイントは、高齢者支援の原則と理解して良いのかもしれない。

先に紹介した、働く者にとっての「生きがい」としての労働、職場。さらに介護実践は、高齢者観をより深化させることとなり、高齢者観と介護実践のあり様とは表裏の関係にあると言えよう。ここで渡邊典子代表の記録を紹介する。

「ひだまり」5年目の思い

痴呆の方を中心とした宅老所「ひだまり」を始めてから4年が経ちました。この間、お年よりからいろいろなことを学びました。その中の一つが受容の人間関係です。痴呆のために今まで出来ていたことが出来なくなったり、覚えていたこと、思い出せていたことが分からなくなるなどは深刻なことです。そんな自分がとても不安なのです。不安で、不安で、不安がいっぱいの自分を、「大丈夫ですよ、安心していいですよ」と、寄り添って不安を解消してくれる暖かい人間関係です。人は、いつかは老いていきます。痴呆も老いの一つでその人が、老いても尚自分らしく行き続けようと努力している姿です。自分をうまく表現できないだけなのです。何も分からないのではなく、分かることがいっぱいあります。何も出来ないのではなく、出来ることがいっぱいあります。痴呆は、老化と同じように少しずつでも進行しますが、いろんな能力もしっかり残っています。その時々能力を引き出し、その人がその人らしくいるために、どう考え、どう支援するのが大切だと考えます。

ひとつに、社会的な関わりの中で、人々との受容的なふれ合いによって自分の喜びや生き甲斐を見つけ輝くことが出来ます。「ひだまり」には明るく楽しい雰囲気、しかも家庭的で、利用者も、私達も、心安らぐ

「場所」があります。今の社会は、家族構造の変化、家庭内役割の変化、介護力の低下という状況の変化から社会的介護の充実を図る為に、介護保険制度が生まれましたが、「心のケア」はまだ十分ではありません。さらに、高齢者世帯が増えている今日、地域住民による支え合いがとても重要となってきます。

高齢になっても、住み慣れた地域で「安心して老いるために」地域福祉の充実にむけて私達住民が、何がほしいのかを示していく必要があります。住民が意識を変えることによって自治体が変わり、又、社会が変わっていくことに繋がっていくのだと思います。

これからも、地域の中にもっと根付いて一緒に考え、住み良い地域社会をめざして努力していきたいと思っています。

皆さんで、「ひだまり」を育てていただきますよう、よろしくをお願いします。

— 誰にとっても楽しく、自分らしく生きることのできる「場所」でありたい—

第3節 宅老所「ひだまり」の援助論

1. 「ひだまり」開設1年間の援助実践の提起するもの

一人間が人間らしく生存・発達する要因としての環境—
第2章第2節で詳述した宅老所「ひだまり」開設1年間の援助実践の提示することは、人間が人間らしく生存・発達する要因としての環境の重要性であり、それは①空間としての環境、②人的環境、③社会としての環境である。^(注7)

従来の「社会福祉援助論」との係りでは、社会福祉の実践現場での援助が援助者と被援助者の間での人間関係を軸とするソーシャルワーク論であったが、宅老所が提起する援助論は「援助者・被援助者関係」をも包含する新しい援助論としての「人間発達環境論」である。

社会福祉施設であれ、本稿の素材としている宅老所やグループホームであれ、利用者や入居者の生存と発達の保障を目指して、援助や支援の実践が展開されているが、人間の生存発達にはいくつかの環境が整備される必要がある。それは、適切な住環境としての生活空間、人間が人間として大切にされ、能動的な活動が促進されかつ、「ほっとする」人間関係が作られる人的環境、さらにその居住等の場がより地域との係りを深められるよう発信し、受信される社会としての環境であり、その総体が新しい「社会福祉援助論」となるのではないか。

ここで、人の環境について概説すれば、①援助者としての人、②援助される立場としての人、③第3の層としての層、ボランティアや来客者、通りすがりの人であり、

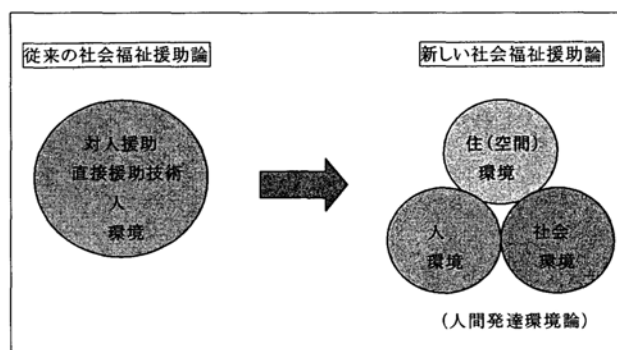


図1 従来の社会福祉援助論と新しい援助論

この場合第3の層としての「人的環境」の意味が多い。宅老所やグループホームでの人的構成は、専門的援助者であるスタッフ以外の第3の層の占める割合が多くなる程、利用者の受け身としての役割が減少する関係が成立し、受け身としての役割の減少は、自立的生活の役割が増加するという図式が描けるのである。

「人間が人間らしく生存・発達する要因としての環境」の中軸は利用者の回りの人々—人的環境—となる。

2. 宅老所「ひだまり」の新しい援助観と運営の展開

1) 運営の展開

宅老所「ひだまり」2年目以降の展開の特徴としては以下の5点があげられる。それは、①市民に開かれた在宅介護実践教室、②中学生ボランティアの受け入れ、③開所日の拡大、④『ひだまり』第2集の発行、⑤NPO法人設立認可の取り組み、である。

まず、開所日の拡大については、3年目よりそれまでの週2日体制を週3日体制にしたことであり、家族や利用者のニーズの広がりや期待の反映であり、宅老所の運営が安定していることの査証であろう。中学生ボランティアの受け入れ及び在宅介護実践教室は、開所時スタッフが掲げた理念のひとつ「地域に開かれた、地域とともに歩む宅老所づくり」の実践化であり、市民や地域に在宅介護についてそのありようを提示するものであった。在宅介護教室は、2000年8月、半田市勤労市民会館で開かれ、利用者の家族や一般市民、約30名の参加があった。講演会形式で行われたテーマは①市民にとって利用しやすい介護保険制度とは（講師；半田市役所高齢者対策課赤星俊一さん）②宅老所「ひだまり」の援助実践の意義（講師；筆者）であった。

第2章第2節で紹介した『ひだまり第2号』の発行の意義は、宅老所での日常的行為や援助のありようを多忙な業務の傍ら原稿化する大変な仕事であったと思われるが、「情報開示」の意味が深く問われる社会福祉の世界であって、法人等の認可施設ではない経営主体だけにその意義は大きい。

NPO法人化は、社会的に認知された法人格取得の取り組みであり、宅老所運営のさらなる社会化といえよう。

2) 新しい援助観の獲得

宅老所「ひだまり」の援助論の提起するもののひとつは、第3章第1節で紹介した「人間が人間らしく生存・発達する要因としての環境」であるが、いまひとつは、援助支援にあたるスタッフが、高齢者との取り組みを通して獲得した援助観である。それは、社会的な係りの中での支援、受容的なふれ合い、安らぐ場の創造であるが、社会福祉施設等での日常的な援助は、たえず利用者の援助観、人間観（ここでは高齢者観）を問いつける作業を伴うし、この作業そのものが新しい援助実践へと転化する保障となるのではないか。

第3章 グループホーム設立の実際と課題

一 愛知県M町、グループホームGYの場合一

以下、第1節ではグループホーム設立の実際について、2001年9月開所した愛知県M町、グループホームGYの取り組みについて紹介、考察を進めたい。

第1節 グループホーム設立に至る経過

1. 設立に至るいきさつ 一代表者の想いより一

グループホームGYは、有限会社A福祉会が愛知県知事に介護保険指定業者の認定を申請し、介護保険法第41条第1項に基づき、介護保険の指定業者の指定を受け（2001年8月31日）事業を開始するに至った。そこで、グループホームGYを設立するに至る経緯について代表取締役B氏に取材調査した。

B氏は、長く保育や介護の職にあったが、2年程前事情によりそれまでの民間デイサービスの仕事から離れ、その後数年前より発症した難病との闘病生活の傍ら、職業生活、ことに福祉介護職への想いをつのらせ、新しい介護専門職の資格としての介護支援専門員の資格に挑戦する。

前職の民間デイサービス従事中、「高齢者の生活を住み慣れた地域で継続するには」、「家族が対応困難な軽い痴呆老人の24時間に渡る生活を共にするあり方」、「家族のような暖かい人間関係が築けたら」等、高齢障害者（含痴呆症の方）の生活のあり様について模索中でもあった。

設立を直接決意に導いたのは本人の病状悪化にあったと言う。2001年春、2ヶ月間の入院期間中、身体に障害を持つ人間が高齢で障害を持った人と同じ立場にあり、その立場での援助・支援活動を始めたい、歩行器使用の身体で活動できる範囲での介護職をとの思慮の結論として、有限会社方式によるグループホーム設立の準備に入

ることとした。

認可、未認可を問わず小規模の地域生活志向型の施設（住居）の設立にあたっての動機や形態については、①社会福祉法人や社会福祉協議会によるもの、②「呆け老人を抱える家族の会」等、介護や福祉問題の当事者によるもの他、③介護、福祉問題を地域住民の課題と受け取り、民主的な組織や体制づくりを目指す市民・住民運動型、④さらに特別養護老人ホーム、老人保健施設等の介護職の限界を感じ自ら事業を始める起業型、⑤介護問題に技術や資格を有し、友人知人と共同で始める有志型、⑥純然と企業として利益を目的とする民間産業が福祉分野に参入する等、福祉や介護の業界は、社会福祉基礎構造改革の流れの中、規制緩和による多様な形態として展開されている最中である。そうした下での選択肢のひとつとして、有限会社方式によるグループホームがあるのかもしれない。

さて、グループホーム設立が可能になったのは、地元の社会福祉法人の経営者や、特別養護老人ホーム等に勤務する職員、民間運営のデイサービスや、ホームヘルプサービスの職員、さらに行政職（町役場）社会福祉協議会、地元の開業医、不動産業者等の協力と応援があったからである。このことは、設立代表者の人間関係の産物という側面だけでなく、関係する地元（地域）の高齢者介護事業に寄せる関心と期待とも受け止めることができる。

2. グループホームGY設立時の基本的考え方

グループホームGY設立時の基本的な考え方は、「1. 設立に至るいきさつ」が何点かに集約される形となった。

1) 地域生活志向型のグループホーム

グループホームGY近隣の高齢者家族本人を対象としたグループホームで、息子、嫁等が生活する家族とのつながりを大切にし、生まれ育ったT地域での生活が継続されるグループホーム運営でありたい。（地域生活様式・地域文化との継続、家族を含む地域との人間関係の継続）

2) 有限会社方式

住民参加型ではなく、民主的住民運動志向型ではなく、NPOでもない有限会社方式。グループホーム立ち上げに多くの時間を費やすことなく効率的に設立は可能であるが、事業の公共性と設立代表者の個人責任（リスク）との関連に将来の困難性を伴う。

3) 身体障害者自身による設立・運営

障害者自身が「身体障害」であることにより生ずる、能力障害（能力低下）や、フルタイム就業困難等の社会的

不利益 (Handicaps) を伴うこととなるが、自身の設立や運営参加により、能力障害を活動 (Activity) として、社会的な不利益を「その解決すべき課題というよりも、むしろ目標として」^(注8)、社会、経済活動への「参加」(Participation) の途となりうること。(身体) 障害者自身の生活困難や体験を活動や参加へと転化させる生活 (社会含) 実践が、痴呆性高齢者 (その障害は精神障害が中心となる) の生活の困難をより深い部分で共通認識できるのではないか。その共有体験を利用者 (入居者) の生活支援に生かしたいというものである。

4) その他の基本的考え方

- ①代表者自身の社会福祉職、介護福祉職の延長としての事業立ち上げ。
 - ②設立までに関わった代表者の社会活動実践上の人間関係重視 (協力依頼)。
 - ③愛知県T地域に根を張る実践活動、T地域の特別養護老人ホーム等との連携の重視。
- 以上の3点も、グループホームGY立ち上げの基本的考えとして位置付けた。

第2節 グループホームGY設立の実際

1. 設立までの実際

グループホームGYは、運営の基本的考え方を構想しつつ、開所に向けての諸課題を整理し、実務を執行、開所日となる。

◎立ち上げまでの実際

- ①グループホーム運営 (実践) の基本的考え方の策定
- ②場所、家の確保 (民宿借用)
- ③介護職員の選任、職員との運営・経営についての協議
- ④有限会社設立の諸準備 一定款の作成・資金の捻出
- ⑤県への介護保険指定事業者申請に伴う実務 提出書類の作成、手すり・スロープ、個室化への住居改造
- ⑥入居者の募集
- ⑦経営・経理の予測 公認会計士への依頼と協議
- ⑧開所式準備
- ⑨開所～続く日常運営

9月〇日、グループホームGYは開所日を迎える。地元住民、保健・医療・福祉関係者等、計70名が見学。営業を停止した民宿を借用して、スタッフ計4人、ボランティア数名、入居利用者1名の出発であった。尚、当日見学者に配布したグループホームGYのしおり (資料3) を掲載する。

2. グループホームGYの援助実践

グループホームGYは、2001年9月に開所され、約1ヶ月が経過しようとしているが未だ「援助実践」として紹介、整理する内容が整備される段階ではないが、グループホームにおける援助のあり方を示唆する事例について報告する。

表-1 グループホームGY開所までの経過

① G Y 基本構想	理念・開所の地域、資金、経営・実践
2001.2~	
② 職員採用準備	
2001.7~	
③ 法人 (有限会社) 設立準備	定款作成、法務局申請、資金捻出 (約 500 万円)
2001.7~	
④ 法人認可 (有限会社Y福祉会)	
2001.8.5	
⑤ 介護保険指定業者申請作業	愛知県へ3回出向く、申請書類の準備、家屋の改修作業 (手すりなど)
2001.8~	
⑥ 県知事より指定業者の指定を受ける	
2001.8.30	
申請者名、有限会社Y福祉会、グループホーム「GY」	
サービスの種類 痴呆対応型共同生活介護	
⑦ 開所 (開所式)	入居希望者の家族、地域の福祉関係者等約 70 名来所
2001.9.1	
⑧ 現在に至る	
2001.9~	

表-2 開所前に必要となった経費

1. 会社設立費用	¥3,113,000	
資本金	¥3,000,000	
定款の作成 (会計士に依頼せず、 登記も代表者が行う)	¥20,000	
印紙	¥40,000	
定款の認証	¥53,000	
2. 部屋代	¥400,000	
礼金	¥100,000	
保証金	¥200,000	
9月分家賃	¥100,000	
3. 工事費	¥873,000	
電気・水道・ガス	¥33,000	
手すり・段差	¥300,000	
カーテンレール、窓のサン	¥540,000	
4. 備品等	¥349,800	
テーブルセット+丸イス	¥252,000	
看板	¥70,000	
カーテン	¥7,800	
電話	¥20,000	
5. 給与8月分	¥210,000	
Aさん	¥80,000	
Bさん	¥130,000	
6. 開所菓子代他	¥40,000	
	¥40,000	
7. その他	¥170,000	
雑費(マット)	¥50,000	
駐車場代 (3台)×12ヶ月	¥120,000	
計	¥5,155,800	

表-3 9月分諸経費(予算案)

1. 食材	
A	¥50,000
B.米、みそ等	¥10,000
2. 光熱費等	
イ)電気	¥10,000
ロ)水道	¥0
ハ)ガス	¥10,000
ニ)電話	¥5,000
3. 家賃	¥100,000
4. 給与	
イ)代表	¥0
ロ)常勤職員	¥200,000
ハ)非常勤職員(4人分)	¥410,000
5. 社会保険料	¥105,000
6. 税金	?
7. 工事費	¥300,000
8. エアコンカーペット(5部屋分)	¥410,000
9. 雑費	¥50,000
計	¥1,660,000

★入居者及び入居予定者

9月1日—1名、
9月15日—1名、9月の入居者計3名
10月—2名、10月末入居者計5名
11月—1名、11月末入居者計6名

1) 会話環境保障の場としてのグループホームGYの援助実践

◎グループホームGYの中での発見

— 9月〇日夕食後の団欒 —

Cさん:「お前は何年生まれだ。」

Dさん:「そんな事は知らん。何年生まれでもいいだ

ろ。」

Cさん:「忘れとるなんて、おかしい。」

「何年生まれなんだ。」

— しつこく続く —

Dさん:「そんな事、わし知らん。」

= 繰り返し =

介護職員のEさん、会話の中に入り、
Eさん：「長く生きているんだから、もう忘れちゃってもいいでしょう。」と仲介に入る。
Cさん：「マー、忘れちゃっただぎゃー。」としぶしぶ納得。

社会福祉援助技術論としての面接の意味を考える場合、「面接」（インタビュー）とは意味ある会話である、とされている。そこで“意味”とは何であるのか。狭義には①問題を解決する、②解決すべき問題を話題とする、であるが広義には、会話により相方に「その問題が見えてくる」こととなり問題をしぼり、解決へと到達するのである。

しかし、ここでの広義の、或いはやや本質的に考えるなら、会話（面接）の意味はCさん、Dさん・・・との関係をつくる行為であり、会話によってより快適な生活環境をもたらすこととなる。この場合の会話は、遊びの概念に似て必ずしも生産的、目的ではなく、会話の中味そのものに必ずしも明確な“意味”は存在しなくとも、結果として人間にとっての快適な環境が醸成されることとなるのである。

第4章 生活施設援助論としての民間デイサービス・グループホーム実践

本小稿のまとめとして、第2章、第3章で紹介した民間デイサービス「ひだまり」及びグループホームGYでの実践を社会福祉援助論の視点から整理したい。つまり小稿のテーマである、地域での生活を志向する民間デイサービス・グループホームでの生活援助の実際（どうであったか、どうあるべきかを含めて）と、実践的成果があるとすればその要因には何が必要条件であったのかを探り、今後の課題を考えたい。

第1節 民間デイサービス「ひだまり」の援助実践が教えるもの

1. 「老いても、呆けてもなお発達する存在でありうる」ことを教えた「ひだまり」の実践

「今から学校へ行く」と鉛筆やノートを袋に詰め玄関で、デイサービスの迎えの人を待つ、松本幸江さん。宅老所に通うようになって1年後の幸江さんである。今日、今から始まる生活を自らの意思で行動へと転化させる。ひとりの人間の発達の姿であり生活の現実である。ここに人は老いても、たとえ呆けても発達する存在でありうることを教えてくれる。

2. 発達する姿の要因は何であったか

先の幸江さんの発達の姿は宅老所「ひだまり」を利用することを通して現実化した訳だが、それはなぜなのか。その要因を探ることにより、高齢者に対する援助のあり方が見えてくるであろうし、一般化、理論化の手がかりとなるかもしれない。

「ひだまり」での援助の特色は、広く民間デイサービスにも共通することであるが、空間、人、社会等の環境のあり方にある。そこでその人とは、利用者、援助（介護）者、ボランティア等の第三の層であり、これら「人」の環境要因が、空間としての環境、社会としての環境と相俟って利用者にとって居心地の良い暮らしの場としての宅老所を実感するのではないか。

しかし、空間と人と社会の環境があれば利用者である人間が心地良く、発達する姿が見られるというものではあるまい。これらの環境要因が相俟って利用者の心地良さを実感させるのは、基本的にその目的を実現させる「人」であり、その人とは援助を担うスタッフである。

スタッフの運営の目指すものが援助のあり方を決定することとなる。つまり、運営や援助の基本的目標＝理念や意識＝が、援助方法、援助（介護）技術のあり方として現実化する。ただし、ここではその援助のあり方や方法（援助論・方法論）は必ずしも明確化はされていないので、これからの研究課題となる。

「ひだまり」のスタッフの運営の指針とは、開所時の3つの理念であり、『ひだまり』2号で報告された「高齢者観の深化」である。開所時の3つの理念を基軸とした援助実践の結実としての「幸江さんの姿」であり、利用者も私達（スタッフ）も安らぐ場所としての宅老所の実現、「分かることがいっぱいあり、出来ることがいっぱいある」高齢者観の深化である。

民間デイサービスの実践が教えるものは、宅老所が利用者にとってもスタッフやボランティアにとっても心安らぐ場所となりうることができ、宅老所を利用することを通して、人は老いても呆けてもその支援の環境のあり方でなお発達し続ける存在であること。その援助や支援環境の中で大切なのは人的環境であり、援助や支援を担う側の高齢者観や援助のあり方である。以上が「ひだまり」の援助実践の教訓である。

第2節 始動したばかりのグループホームの実際から分かったはじめた援助のあり方

1. 聞いてくれる人がいる、話を聞き直してくれる人がいる、会話環境保障の場としてのグループホーム

開所したばかりのグループホームGYでは、施設や運営の整備に追われ、意図的な援助実践に着手するには至っていないが、グループホームGYでの調査を通して

地域生活志向型の小規模生活施設であるべきであろうと思われる援助・支援の実際を見ることができた。それは、第3章第2節の2で紹介した複数の入居者とスタッフの会話であった。

入居前の軽度の痴呆性高齢者にとって、同じ年月を生き抜いてきた人との会話の機会があったであろうか。家族間での会話が充分にあったのであろうか。グループホームの特質は少人数（6人～9人）の入居者と2～3人の介護職員という少人数の「世帯」であることにある。夕食後のひとときの団欒。とめどなく続く語り。一方的な伝達や指示の言葉掛けではない介護職員の役割。それは、Cさん、Dさんの話の聞き役、繋ぎ役でもある。入居者にとってゆっくり話を聞いてくれる人がいること、相手がいること、話ができることは何より嬉しいことであり、そこに普通の暮らしがある。このような会話環境の保障がグループホームの存在価値のひとつと云えそうである。

2. 小規模生活施設での援助のあり方としての会話環境の保障

先に考察した民間デイサービスの援助のあり方にとって環境の持つ重要性、特に人的環境の利用者に対する援助的意味について述べたが、(援助のあり方のひとつとして)人と人との会話の成立や展開に関するあり方(援助方法・援助技術)が、人的環境援助論の中味として見えてきたのではないか。つまり、第2章の考察では、援助に重要な影響を与える人間としての環境。そこでは未だ「人間の各層の存在」としてその関係性には触れてきたものの、やや莫としていた論理展開が、その人のあり方、援助方法としての会話の意味が見えてきたのである。

人の会話とは、入居者の立場での会話とは、充分話の聞いてくれる、相槌を打ってくれる仲間がいること、時間があることである。それは、生存権保障が社会福祉の目的であるとすれば、食べる、住まう、着るといった生理的生存の土台の上の文化的暮らしとして、自らが認められる存在として— 一会話を通して— の生活が整えられることが必要となる。

人的環境としての人の存在とその複数の人の間には援助という視点はあるものの、入居者が主体となりうる「人」としてのありようが会話という「援助技術」を通して実現しうることになる。

小規模生活施設の援助のあり方のひとつとして、「人的環境援助論」のひとつとして会話環境保障が位置付けられるのである。

おわりに

ミニデイサービスやグループホームの実践を通して、

社会福祉援助論の視点から考察を進めてきたが、こうした地域生活志向型小規模施設での援助論の実践的研究を展開する上で何点かの新たな課題が明らかとなった。そこで、本研究のこれからの課題を数点提示し本小稿を閉じたい。

1. 援助や支援の実践を再踏査し、実践の分析と類型化及び理論化を試みる。
2. 援助実践の枠組みともなる、ミニデイサービスやグループホームでの運営・経営のあり方を調査し、運営・経営と援助実践の関係について明らかにする。
3. 介護保険及び社会福祉基礎構造改革に見られる現在の社会福祉政策動向の下でのグループホーム等の位置付けと、新しいあり方の研究。
4. 以上の検討を踏まえ、グループホーム等の全体像を資料編的に整理する。

(受理日：平成13年11月19日)

(注1) Tさんの描くグループホームの構想は次のようである。

グループホームの本体に隣接した家庭菜園で採りたてのトマトとキュウリがお昼のサラダメニュー。水々しい野菜に利用者一人一人は、戦後食糧難時代に思いをダブらせ……。

グループホームを立ち上げる準備期間を、同志の女性仲間で、家の間取りやレイアウトを共に考えながら、従・主でない水平な人間関係を創る時間としたい。部屋は各室シャワートイレ付の個室。広い部屋、ゆっくりと過ごせる居住空間。5～6人の住人に100坪の家。畑は100坪、「つがる」という品種のりんご園(100坪)もあり、土地は総計300坪。開設資金は、土地坪300坪、建物坪100坪、合計〇千万円+α。その工面は。。。構想は〇〇と続く。

(注2) 東奥日報2001年2月22日付。

(注3) 長谷川和夫「家族に痴呆が起こったとき」『ゆたかなくらし』No. 230. 2001年4月、萌文社。

(注4) グループホームの実践活動としては、前掲、『ゆたかなくらし』が2001年8月号に「グループホーム特集」を掲載しており、同誌の各号にも参考になる論文、レポートが掲載されている。

・林田俊弘「痴呆の方のグループホームを立ち上げた」2000年12月。

・伊達哲也「はくらでつくった介護保険事業所」2001年6月。

・鳩山邦夫ほか編『介護サービスの革命グループホーム入門』リヨン社、1999年。

・苛原実ほか著『あなたが始めるデイサービス』
雲母（きらら）書房、2001年。

グループホームの法制度や補助金制度については前掲『ゆたかなくらし』2001年8月号に「特集資料—グループホームの整備に当って補助を受けるために—、グループホームの介護保険制度上の位置付け」が詳しい。

(注5) 民間デイサービス「ひだまり」の運営及び実践については、拙稿「施設福祉援助論研究その1」青森県立保健大学紀要第1巻第2号、2000年3月に報告したが、この第2章では、本稿全体の構成から必要と思われる内容について要約し、再掲することとした。

(注6) 1997年5月、朝日新聞名古屋版「美術教室で痴

ほう防止」の記事に掲載。

(注7) 米澤國吉「施設福祉援助論研究その1」青森県立保健大学紀要、P145~150、2000。詳述。

(注8) 上田敏「てい談・障害者観の転換とリハビリテーション—歴史と今日の課題—」『障害者問題研究』全障研出版部、vol.27、No.4、2000年2月。

資料1 「朝日新聞」 1997. 6. 25 付け

半田の宅老所 ひだまり

「ひだまり」は責任者の米沢哲子さん(左)と介護員三人で運営している。介護を希望するお年寄りを朝、迎えに行く。軽い作業をしながら、会話をし、手料理の昼食を出す。夕方になると、家に送り届ける。

十九日に来たお年寄りは女性三人。丹羽さんは南知

発足2カ月、造形作家らと制作

「ひだまり」の入会金は三万円。一日の介護料三万円。昼食代は三五十円。賛助会員も求めている。電話は〇五六九一六〇三六九。

美術教室で痴ほう防止

「火、木曜日、お年寄りを引き取ってお世話します」という民間宅老所「ひだまり」が、半田市東本町二丁目(注)に開設してはほぼ二カ月たった。ミニデイサービス施設で、月一回、造形作家の丹羽善久さん(右)と知多郡南知多町内海二と絵を描いたり、粘土をこねたりする。この美術教室があった十九日、お年寄りの元気な制作ぶりを見学させてもらった。

多町の内海フォレストパークで、石や流木を使って人や動物を作ったり、この日は粘土の彫刻に一括に取り組んだ。

Mさん(左)は、痴ほうがかなり進んでいる。粘土を食べかけたこともある。自分からしゃべることがない。しかし、すぐ夢中になつて、犬を作り始めた。顔に笑みが浮かんだ。一時間ほど取り組み完成すると、周りをのぞいては嬉しそうに、制作を

「粘土をもち、制作を

「一緒にいれば楽しいし、また、お年寄りから教えられます」と米沢さんはいう。

丹羽善久さん(左)の手助けで粘土彫刻を作る「ひだまり」のお年寄り=半田市東本町2丁目



考え工夫感動

試みた。これは、難しい。何か特定の物を作ろうとして思考を集中させないと、何もできない。

「絵や粘土細工は、いやでも自分で考え、工夫します。結果に感動します。家庭では体験できません」というのが米沢さんの狙い。

「痴ほうの進行を止める効果があるそう。粘土を食べかけたことも、自分からしゃべることがない。しかし、すぐ夢中になつて、犬を作り始めた。顔に笑みが浮かんだ。一時間ほど取り組み完成すると、周りをのぞいては嬉しそうに、制作を

空揚げ、切り干し大根、肉ジャガ、ナスとピーマンの煮付けと豪華だ。海味の野菜ものが主体で、お年寄りの食が進んだ。

米沢さんたちは「人間は介護が必要になっても「自分らしく生き続けたい」と願います。そんな思いにこたえ、家庭的な雰囲気を感じてほしい」とい

「ひだまり」の運営は、介護福祉士などの資格や実地体験を持っている。「なぜこれをするか。それは、私がお年寄りが大好きだからです。長い人生の重みを尊敬します。」



「リンゴの花びらが…」と1人が歌いだすと、いつの間にか全員拍手の大喝采。はにかんでいた利用者の女性（中央）も笑顔で美声を披露する＝いずれも愛知県半田市

昼食は栄養のバランスを一番に考えたスタッフの手作り料理

「ゆくりでいいよ」「あがとど」。利用者の話に耳を傾け、同じ速足で歩くスタッフ



笑顔戻った

民間宅老所「ひだまり」 愛知県半田市

月に2回開かれる絵画教室。講師の丹羽壽久さん等とモチーのミカを貸しつめる女性の目は真珠そのもの



ここは、痴ほう症などのお年寄りが通う民間宅老所「ひだまり」。愛知県半田市東本町。介護福祉の米沢尚子さん（左）らヘルパー経験豊富な女性スタッフ3人が「地域に開かれた福祉施設」と、民家を借りて昨年開いた。利用日は毎週火曜と木曜日。午前中は必ず近くの神社へ散歩、午後はゲームを楽しんだり、歌をうったり。お昼はスタッフの手作り料理を皆で味わう。中でも力を入れているのが「物を作る喜びを味わってもらいたい」と取り入れた絵画造形教室。毎月第一と第三木曜日に、造形作家丹羽壽久さんの指導で絵をかき、粘土で彫物を作る。

「ほら、皆さん見てください。こんなに上手に」とスタッフ。八十歳の女性がかいた植物の絵だ。「本当、うまい」「うん、よくかけてる」。ほめられた女性のほほ笑みの安みを浮かべた。米沢さんは「無表情だった顔に笑顔が戻った。それが何よりうれしい」。

（写真・江見 朋子）
（文・酒井 ゆり）



近くの神社へ朝の散歩。「おさい銭持っていないよ」「大丈夫。なくてもお願い聞いてくれるから…」

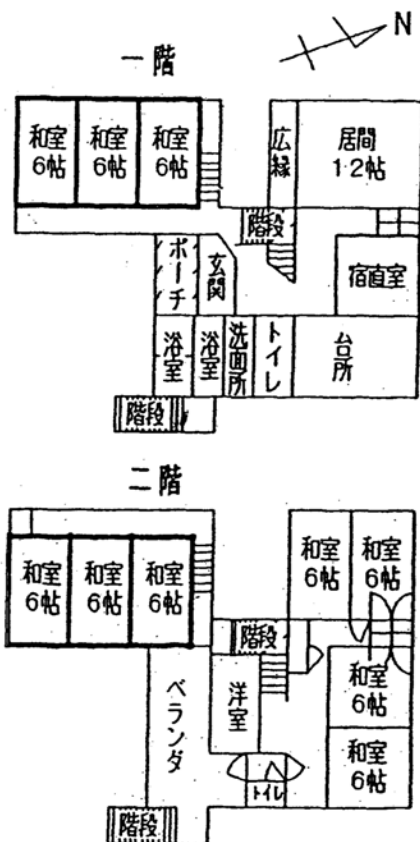
資料3 「グループホームGY」のしおり より

グループホームGY

21世紀、高齢化が進み介護に費やす時間が多くなると考えられます。グループホーム「GY」は痴呆高齢者が共同で生活する中で自分らしさを取り戻し、豊かな生活を過ごして戴けますように開設しました。
介護を受ける人も、介護をする人もともに築いてゆきたい、豊かな社会を。



手をつなごう みんなと
輪をつくろう みんなで
甘いみかんに心をこめて
守ろうエメラルドグリーンの海を
つくろう しあわせなまち



グループホームGY の活動

「GY」を利用される痴呆高齢者の活動計画を立てる。
まだ残っている能力を活発にするために次の活動を計画する。

- ① 1日1回は戸外で活動を行う
散歩や参拝など
- ② 造形、手芸など創作活動中心の手を使う活動
- ③ 調理などを一緒に行いながら日常生活の自立を促す

- ・毎日が楽しく、ゆっくりした生活になるようにする
- ・地域との交流を深めるために地域の皆様と一緒に
ボランティア活動を行う
- ・介護の研修を行う

1日の流れ

- 7:00 ↓ 朝食
- 10:00 ↓ 趣味に合わせて活動
- 12:00 ↓ 昼食・コミュニケーション
- 14:00 ↓ 入浴・雑事
- 17:00 ↓ 夕食
- 21:00 就寝

入所条件
日常生活が中程度までの痴呆症の方

定員 6名

基本料金	85,000	+	介護保険1割負担	=	合計
要介護Ⅰ	85,000	+	24,270	=	109,270 円
要介護Ⅱ	85,000	+	24,750	=	109,750 円
要介護Ⅲ	85,000	+	25,230	=	110,230 円

基本料金内訳	金額
部屋代	35,000 円
食事代	30,000 円
日常生活費 (理・美容代、材 料代、日用品費 等)	10,000 円
電気代	5,000 円
ガス代	3,000 円
水道代	2,000 円
合 計	85,000 円